

熊本県情報公開審査会の答申(平成13年10月30日付け第66号)の概要

1 諮問の概要

別紙の文書の非開示決定に対する異議申立てについて(諮問第73号他)

(参考)原処分の概要

請求に係る公文書が不存在のため非開示決定(実施機関:教育委員会)

2 答申の骨子

(1) 審査会の結論

不存在を理由として非開示とした実施機関のそれぞれの決定は、妥当である。

(2) 審査会の判断要旨

諮問第73号関係

鹿本商工生徒の死亡事故について、済々黌高校の校長は実施機関に報告する義務がないことが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第87号関係

実施機関の職員は、鹿本商工の校長が事故直後に実施機関に対して電話で報告した事故の内容に関する情報に基づき直接事故速報文書を作成したものであることが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第88号関係

バスケットボール試合のオフィシャルスコアシート等は、県高体連が作成及び保管しており、また、当該文書を実施機関の職員は取得していないことが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書には該当しないことが認められた。

諮問第89号関係

高体連のバスケットボール競技専門部において作成された規約、ルールブック類は存在しないことが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第91号関係

鹿本商工の教頭が個人的な備忘録として作成したものであることが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書には該当しないことが認められた。

諮問第96号関係

請求にいう契約自体が存在しないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第 9 7 号関係

請求の対象となっている文書は、実施機関が既に一部開示した公文書の具体的内容に関する文書であるが、当該一部開示した公文書が全てであり、それ以外には存在しないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第 9 8 号関係

県教育委員会事務局職員は生徒の自宅を訪問していないこと、また、県教職員は当該生徒の自宅は訪問しているが、出張の命令がなされておらず旅費の支給も行われていないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問第 1 0 2 号関係

請求の対象となっている文書は、実施機関の職員が職務上作成したものではあるが、決裁等の手続が終了したものではないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書には該当しないことが認められた。

諮問第 1 0 4 号関係

企業が県立高校に送付する求人票の内容から、各高校別の求人数及び求人倍率の算定はできず、また、実施機関では当該求人数等を算定しておらず、請求に係る文書は作成し得ないものであると認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。

諮問 番号	公文書の件名
73	98年5月29日に発生した生徒の事故に関して、熊本県立済々黌高等学校から熊本県教育委員会に提出された生徒事故報告書
87	平成11年9月21日付け熊本県教育委員会指令教体第50号による公文書開示決定に基づき開示された事故速報の基礎となる資料全て
88	平成10年5月29日に行われた熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール試合の県立鹿本商工高校対九州学院高校のオフィシャルスコアシート及びその基礎となる資料全て
89	熊本県立高等学校総合体育大会バスケットボール試合に関する規約（ルールブック）
91	平成10年5月29日の生徒死亡事故に関する、同年6月19日付け鹿商工高第7号による事故報告書に記載されている、事故当日、同校教頭がバスケットボール部の生徒に対して行った事情聴取に関する文書及びその基礎となる資料全て
96	平成10年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関して、PTAと東京海上火災保険（株）との間での契約に関する文書、同契約に基づき支払われた見舞金に関する文書（支払請求書を含む）、及び当該契約に至る打ち合わせ等に関する文書
97	平成11年12月22日付け熊本県教育委員会指令教体第81号による公文書開示決定により部分開示した文書について、各出張若しくは旅行ごとに行われている「相談」「打ち合わせ」「話し合い」等に係る具体的内容に関する文書、及びその基礎となる資料
98	平成10年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関連して、熊本県教職員、県教育委員会事務局職員が、当該死亡生徒宅に訪問した際の出張関連文書（同年6月15日、17日、19日、24日の同校教職員の訪問を含む）、及び当該出張に係る支出関連文書
102	平成10年5月29日に開催された、熊本県高校総体男子バスケットボール試合において死亡した、県立鹿本商工高校生徒に係る体力測定・運動能力テストに関する文書
104	熊本県立各高等学校別の卒業者の進路状況（求人数、求人倍率）（97～99年度）

諮問第73号、第87号から第89号まで、第91号、第96号から第98号まで、第102号及び第104号

答 申

第1 審査会の結論

別表第1の「開示請求に係る公文書の件名」の欄に掲げる公文書について、これらの不存在を理由として非開示とした熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）のそれぞれの決定（以下「本件各不存在決定」という。）は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

別表第1のとおりである。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件各不存在決定を取り消し、及び当該情報（個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない個人（私人・公務執行中以外の公務員）の氏名を除く。）を全部開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての理由は、次のとおりである。

熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件各不存在決定をした理由は、それぞれ、別表第2のとおりである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件各不存在決定の妥当性について調査、審議した結果、

以下のように判断する。

1 公文書の範囲について

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第2条第1項は、旧条例における開示の対象となる公文書について、次のすべての要件を満たすことが必要と定めている。

- (1) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であること。
- (2) 決裁又は供覧の手続が終了したものであること。
- (3) 実施機関が管理しているものであること。

当審査会は、開示の対象となる公文書が、この(1)から(3)までの要件を満たすことが必要であることを踏まえて、本件各不存在決定に係る公文書のそれぞれについて、以下検討することとする。

2 公文書の不存在について

(1) 諮問第73号関係

熊本県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号。以下「学校管理規則」という。）第27条は、「職員、生徒、児童その他学校に関する事故が発生したときは、校長はすみやかに委員会に報告しなければならない。」と規定している。しかし、平成10年5月29日に開催された熊本県高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）の男子バスケットボールの試合において熊本県立鹿本商工高等学校（以下「鹿本商工」という。）の生徒が死亡した事故は、熊本県立済々黌高等学校において発生した事故であるが、同校の職員、生徒に関する事故でないこと並びに同校において企画及び実施された教育活動により発生した事故でないことから、当該事故については、同条の規定により、同校の校長は実施機関に報告する義務がないとされていたことが認められた。また、当該事故に関しては、同校から実施機関に何らかの報告書が任意に提出された事実がないことも認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第73号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が不存在であるとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(2) 諮問第 8 7 号関係

実施機関は、平成 1 1 年 9 月 2 1 日付け熊本県教育委員会指令教体第 5 0 号により、「熊本県立済々黌高等学校において 9 8 年 5 月 2 9 日に発生した県立鹿本商工高等学校在籍の男子生徒（当時 2 年）の死亡事故、及び同事故後の両校校長及び熊本県教育委員会对応関連文書」（以下「事故速報文書」という。）を一部開示している。この事故速報文書は、当該事故の第一報として鹿本商工の校長が報告した内容等に基づき実施機関の職員が作成した公文書であり、諮問第 8 7 号に係る開示請求の対象は、実施機関がこの事故速報文書を作成するに当たって基礎とした資料である。

事故が重大であり、緊急を要する場合における措置として、学校管理規則第 2 7 条の規定により報告義務のある校長は、まず当該事故の状況の第一報を電話等で実施機関に報告するのが通例である。そのため、実施機関の職員が、この事故速報文書を作成するに当たって基礎とした情報は、当該事故直後に鹿本商工の校長が、実施機関に対して電話で報告した事故の内容に関する情報である。実施機関の職員は、この情報に基づき直接事故速報文書を作成したものであることが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第 8 7 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が不存在であるとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(3) 諮問第 8 8 号関係

諮問第 8 8 号に係る開示請求の対象は、「平成 1 0 年 5 月 2 9 日に行われた熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール試合の県立鹿本商工高校対九州学院高校のオフィシャルスコアシート及びその基礎となる資料全て」であるが、このスコアシート等は、高校総体の主催者で任意の団体である熊本県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）のバスケットボール競技専門部において作成及び保管されており、また、当該公文書を実施機関の職員は取得していないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書に該当しないと認められた。したがって、諮問第 8 8 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が不存在であるとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(4) 諮問第 8 9 号関係

諮問第 8 9 号に係る開示請求の対象は、「熊本県立高等学校総合体育大会バスケットボール試合に関する規約（ルールブック）」であるが、高体連のバスケットボール競技専門部において作成された規約、ルールブック類は存在しないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第 8 9 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(5) 諮問第 9 1 号関係

まず、当該事故当日、鹿本商工の教頭が、同校バスケットボール部に所属する生徒に対し当該事故の状況について事情聴取を行った事実は認められた。諮問第 9 1 号に係る開示請求は、この事情聴取に関する文書の開示を求めるものであるが、この請求対象となっている文書については、同教頭が個人的な備忘録として作成したものであることが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書に該当しないと認められた。したがって、諮問第 9 1 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(6) 諮問第 9 6 号関係

諮問第 9 6 号に係る開示請求にいう「P T A と東京海上火災保険（株）との間での契約」については、当該契約自体が存在しないことが認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第 9 6 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(7) 諮問第 9 7 号関係

実施機関は、平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日付け熊本県教育委員会指令教体第 8 1 号により、当該事故に関連して鹿本商工の職員の出張したことに關する出張伺、旅行命令簿、復命書、支出命令書及び支出命令内訳書を一部開示している。諮問第 9 7 号に係る開示請求は、この一部開示した公文書における、「各出張若しくは旅行ごとに行われている「相談」

「打ち合わせ」「話し合い」等に係る具体的内容に関する文書、及びその基礎となる資料」である。しかし、この請求対象となっている文書については、当該一部開示した公文書が全てであり、それ以外には存在しないことが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。したがって、諮問第97号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(8) 諮問第98号関係

諮問第98号に係る開示請求にいう「県教育委員会事務局職員」については、当該事故の当事者である生徒の自宅を訪問していないことが認められた。次に、当該開示請求にいう「熊本県教職員」については、具体的には高体連関係の職員と鹿本商工の職員が該当するものであり、当該両職員が当該生徒の自宅を訪問していることは認められた。しかし、高体連関係の職員による当該訪問は、実施機関の職員が職務上行った出張ではないことが認められた。また、鹿本商工の職員の当該訪問は、当該職員の勤務時間中になされた公務のための外出であるが、学校管理規則第19条の規定による出張の命令がなされていないことが認められ、熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）に規定する旅費の支給は行われていないことも認められた。したがって、諮問第98号に係る開示請求により請求対象となっている文書については、実施機関の職員が作成する理由がなく、また、作成もしていない文書であると認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書は存在しないことが認められた。以上により、諮問第98号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

(9) 諮問第102号関係

諮問第102号に係る開示請求により請求対象となっている文書については、実施機関の職員が職務上作成したものではあるが、決裁又は供覧の手続が終了したものではないことが認められ、旧条例第2条第1項にいう公文書に該当しないと認められた。したがって、諮問第102号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が存在しないとする

実施機関の説明には、理由があると認められる。

(1 0) 諮問第 1 0 4 号関係

当審査会において、企業が県立高等学校に送付する求人票を抽出して調査したところ、求人数は高校ごとに記載されるものでなく、これを基に、各高等学校別の求人数及び求人倍率を算定することができないことが認められた。また、こうした事情から、実施機関においては、求人数及び求人倍率を算定していないことが認められた。したがって、諮問第 1 0 4 号に係る開示請求により請求対象となっている文書については、実施機関の職員は作成し得ないものであると認められ、旧条例第 2 条第 1 項にいう公文書は存在しないことが認められた。以上により、諮問第 1 0 4 号に係る開示請求に対して、その対象となる公文書が不存在であるとする実施機関の説明には、理由があると認められる。

3 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 9月10日	・ 諮問（第73号）
平成11年10月21日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第73号）
平成11年11月24日	・ 諮問（第87号、第88号、第89号）
平成11年12月24日	・ 諮問（第91号）
平成11年12月28日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第87号、第88号、第89号）
平成12年 1月24日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第91号）
平成12年 2月14日	・ 諮問（第96号、第97号、第98号）
平成12年 3月 7日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第96号、第97号、第98号）
平成12年 6月 9日	・ 諮問（第102号）
平成12年 6月12日	・ 諮問（第104号）
平成12年 8月 7日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第104号）
平成12年 9月18日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理（第102号）
平成13年 9月19日	・ 実施機関から非開示理由に関する説明資料を受理
平成13年 9月27日	・ 諮問の審議
平成13年10月30日	・ 諮問の審議

別表第1 諮問に至る経過

諮問番号	旧条例第6条の規定により異議申立人が公文書の開示請求を行った年月日	開示請求に係る公文書の件名	旧条例第7条の規定により実施機関が非開示の決定を行った年月日	行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立人が実施機関に対して異議申立てを行った年月日
73	H11. 8.20	98年5月29日に発生した生徒の事故に関して、熊本県立済々黌高等学校から熊本県教育委員会に提出された生徒事故報告書	H11. 9. 3	H11. 9. 7
87	H11.10. 5	平成11年9月21日付け熊本県教育委員会指令教体第50号による公文書開示決定に基づき開示された事故速報の基礎となる資料全て	H11.10.18	H11.11. 2
88	H11.10. 5	平成10年5月29日に行われた熊本県高等学校総合体育大会バスケットボール試合の県立鹿本商工高校対九州学院高校のオフィシャルスコアシート及びその基礎となる資料全て	H11.10.18	H11.11. 2
89	H11.10. 5	熊本県立高等学校総合体育大会バスケットボール試合に関する規約（ルールブック）	H11.10.18	H11.11. 2
91	H11.11. 2	平成10年5月29日の生徒死亡事故に関する、同年6月19日付け鹿商工高第7号による事故報告書に記載されている、事故当日、同校教頭がバスケットボール部の生徒に対して行った事情聴取に関する文書及びその基礎となる資料全て	H11.11.16	H11.11. 2
96	H12. 1.13	平成10年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関して、PTAと東京海上火災保険（株）との間での契約に関する文書、同契約に基づき支払われた見舞金に関する文書（支払請求書を含む）、及び当該契約に至る打ち合わせ等に関する文書	H12. 1.26	H12. 2. 3

97	H12. 1.13	平成11年12月22日付け熊本県教育委員会指令教体第81号による公文書開示決定により部分開示した文書について、各出張若しくは旅行ごとに行われている「相談」「打ち合わせ」「話し合い」等に係る具体的内容に関する文書、及びその基礎となる資料	H12. 1.26	H12. 2. 3
98	H12. 1.13	平成10年5月29日の熊本県高校総体男子バスケットボール試合における県立鹿本商工高校生徒の死亡事故に関連して、熊本県教職員、県教育委員会事務局職員が、当該死亡生徒宅に訪問した際の出張関連文書（同年6月15日、17日、19日、24日の同校教職員の訪問を含む）、及び当該出張に係る支出関連文書	H12. 1.26	H12. 2. 3
102	H12. 4.26	平成10年5月29日に開催された、熊本県高校総体男子バスケットボール試合において死亡した、県立鹿本商工高校生徒に係る体力測定・運動能力テストに関する文書	H12. 5.11	H12. 5.29
104	H12. 4.14	熊本県立各高等学校別の卒業者の進路状況（求人数、求人倍率）（97～99年度）	H12. 4.28	H12. 5.29

別表第2 実施機関の説明

<p>諮問 番号</p>	<p>異議申立てに対する実施機関の説明要旨</p>
<p>73</p>	<p>事故は、県立済々黌高等学校の職員、生徒に関するものではなく、同校が企画実施する教育活動においておきたものでもない。よって、熊本県立学校管理規則第27条には該当せず報告義務はない。また、事故は、県立済々黌高等学校の体育館で発生したが、事故の原因が施設・設備等の不備によるものでもないことから、同校校長の職務上の報告義務も存在しない。</p>
<p>87</p>	<p>事故が発生した場合、熊本県立学校管理規則第27条の規定による事故報告に先だって、校長がまず第1報として電話等により速やかに県教育委員会に報告するものであり、今回の事故報告についても校長からの電話連絡等によって担当指導主事が作成したものであり、その基礎となる資料等は存在しない。</p>
<p>88</p>	<p>熊本県高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）は任意団体である熊本県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が主催して行うものであり、高校総体のバスケットボール試合は高体連バスケットボール競技専門部（以下「競技専門部」という。）が主管し、運営等を行っている。バスケットボール試合におけるオフィシャルスコアシートは、試合の状況・得点結果等を記載した公式記録用紙であるが、競技専門部が独自に作成し、保管しているものであり、熊本県情報公開条例第2条に規定された公文書には該当しない。</p>
<p>89</p>	<p>規約そのものが存在せず、作成されていないため存在しない。</p>
<p>91</p>	<p>公文書そのものが作成されていないため存在しない。</p>
<p>96</p>	<p>P T Aと東京海上火災との間に契約はなく、学校も関与していない。公文書そのものが作成されていないため存在しない。</p>
<p>97</p>	<p>公文書そのものが作成されていないため存在しない。</p>
<p>98</p>	<p>県教育委員会事務局職員は、当該死亡生徒宅には出張していない。県高等学校体育連盟関係の県教職員は、当該死亡生徒宅を訪問しているが、当該訪問は、勤務終了後又は休日に行われており出張ではないため出張関連文書は存在しない。県立鹿本商工高等学校教職員については、近隣地であることから公務外出として訪問している。よって出張関連文書は作成されておらず、旅費も支出されていない。</p>
<p>102</p>	<p>請求に係る文書が条例第2条第1項にいう公文書に該当しないため。</p>
<p>104</p>	<p>企業等から各高等学校へ送られてくる求人票には、企業が求める求人の総数は明記してあるが、送付先の高等学校別に何人の求人を求めるかは、ほとんど明記はされていない。大部分の求人票は、企業が採用を行うに当たって関係する学校へ提供する求人の情報に過ぎず、各高等学校の生徒へ当該採用への応募を促すものでしかなく、その高等学校から何名か採用することを保証するものでもない。また、求人票をどの学校へ送付するかもっぱら企業</p>

の判断であり、1名しかない採用の求人票を多数の学校に送る場合も多い。したがって、求人票の件数や枚数を算定することはできても、求人票により各高等学校へ何人の求人があったかを算定することは不可能であり、各学校においても求人の増減や多寡の判断は求人票の件数等によって判断している状況である。求人数が算定できない以上、同様に求人倍率の算定も不可能である。

このような状況であり、当該公文書は存在しないため開示できない。